

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十九日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団竹内内科医院	鳥取市本町五丁目二〇二番地	令和七年七月一日
たなか内科クリニック	米子市浦津二二二番地の一七	〃
メンタルケア&カウンセリング はまざきクリニック	米子市安倍四八番地一	〃
医療法人ファミリークリニック せぐち小児科	米子市西福原九丁目一六一二六	〃
伊藤内科胃腸科医院	米子市上福原三丁目三番七三号	令和七年七月十九日